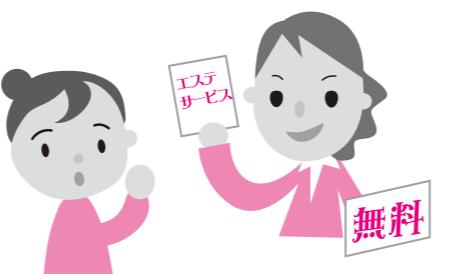


若者のトラブルで多いのは?

- 山梨県県民生活センターに2012年4月から10月の期間に寄せられた相談件数は2625件で、昨年同時期とほぼ同数の相談が寄せられています。そのうち22歳以下の若者から寄せられた相談は118件で、昨年よりも若干減少しています。
- これら若者から寄せられた相談のうち、5割強が昨年と同様「放送・コンテンツ等」と呼ばれるものです。これは、パソコンや携帯電話でインターネットを利用している時に、悪意のあるサイトにアクセスしてしまった結果、お金を不当に請求されたという内容のものです。
- アダルトサイトや出会い系サイト、着メロや動画サイトなど、「無料と表示されていたのでクリックしたら突然料金請求画面になってしまった」というケースが多く見受けられます。また、アダルトサイトなどとは全く関係のないサイトを閲覧中に、「無料の占い等のバナー広告に引かれてクリックしたら、いきなりアダルトサイトになり登録されてしまった」といった例も見られます。いずれの場合も、申込みの意思がなく勝手に登録されたような場合は法律的に有効な契約ではありません。登録解除をするには返信が必要などと、多くの場合サイト業者に連絡をさせようとしていますが、個人情報の入手が目的なので絶対に連絡せず、請求があつても無視をしましょう。必要に応じて着信拒否やメールアドレスの変更をして下さい。
- 若者から寄せられた相談で「放送・コンテンツ等」に次いで多いのが、「自動車」「理美容」です。
- 「自動車」は主に新車や中古車の購入契約時のトラブルが多く寄せられています。自動車は高額な商品であること、店舗外の契約であってもクーリングオフは効かないといった特徴があります。新車の場合は、注文してしまうと解約には応じられないといったケースが目立ちます。また、中古車は1台1台全て異なる商品となるため、選択・契約する際には注意が必要です。
- 「理美容」はエステに関するトラブルが多く寄せられていました。エステサービスは「特定継続的役務提供」としてクーリングオフの対象となっています。「お試しコース」や「体験サービス」などに魅力を感じて店舗に行き、体験サービスを受けた後で勧説されて契約するケースが多いようです。勧説されたその場の雰囲気などで安易に契約してしまいがちですが、エステのコースの契約は高額になることが多いので、契約する際にはよく検討することが重要です。エステの契約はクーリングオフが適用されますので、契約書を交わしてから8日以内であれば無条件で解約ができます。
- 契約などのトラブルや不当請求をされたなど、困ったなと思ったら、悩まずに県民生活センターにご相談下さい。



出前講座をご活用下さい

県民生活センターでは、消費生活トラブルの未然防止や再発防止に役立つ出前講座を実施しています。地域やグループの集まりなどに当センターから講師を無料で派遣致します。

お申し込みお問い合わせは 電話055-223-1571 です。お電話お待ちしております。

■対象 小学生から高齢者まで(学校・地域などの学習会等)

■日時 原則として月曜日から金曜日の8時30分～17時(場合によっては休日も可 要相談)

■内容 対象や要望に応じます

内容例

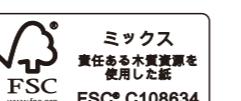
- 悪質商法の手口と対処法
- 家庭内事故防止・製品事故防止
- 消費者相談豆知識(法令含む)
- 携帯電話やインターネットのトラブル
- 親子でケータイのルール作り など

4

編集発行：山梨県企画県民部消費生活安全課 甲府市丸の内1-6-1 055(223)1352,1588
(山梨県庁別館3階)

山梨県県民生活センター

甲府市飯田1-1-20 055(223)1571
(JA会館5階)



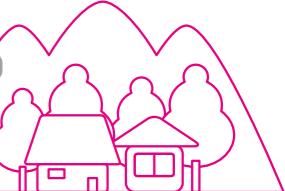
回覧

平成25年 冬号

No.111

消費生活情報誌

かいじ号



悪質商法が狙っている



表題の「悪質商法が狙っている」これは、1月～3月の期間、若者の消費者被害防止のため、関東甲信越の都県及び政令指定都市、国民生活センターと共同で実施される、「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン」の標語です。

期間中は、気弱な鴨をキャラクターにした「力モキャラ」のリーフレット配布や、ポスターの掲示を行います。

もし、消費者トラブルに遭い、誰にも相談できずに困ったな、どうしようと思ったら、すぐに県民生活センターにご相談下さい。

特定商取引法が改正されました

自宅に押しかけた事業者に貴金属等を強引に買い取られてしまう、いわゆる「押し買い」の被害が多数報告されています。不意に訪問した事業者に家の中にある貴金属などを強引に買い取られてしまい、後で取り戻そうと思っても既に処分したなどと言われて、ほとんど取り戻せないというものです。事業者が自宅まで不意に訪問してくるところは訪問販売と同じなのですが、「買取」行為なので従来はクーリングオフが効きませんでした。

この強引な訪問買取による被害を防止するために、平成24年8月に「特定商取引法」の一部が改正され、今年の2月下旬に施行されます。

これまで「特定商取引法」に規定されていなかった訪問買取を、新たに「訪問購入」として取引類型に追加し、「訪問販売」と同様の規制をかけることになりました。このため、クーリングオフ(8日間)が適用されるようになります。また、次のような「訪問購入」独自の規制が設けられました。

- クーリングオフ期間中(8日間)は、売主は物品の引渡しを拒絶し売主の手元に置いておくことが可能となりました。また、クーリングオフ期間中に物品を買取事業者に引き渡してしまい、事業者が第三者に転売した場合であっても、売主は第三者に対して物品の所有権を主張することが可能となりました。
- 買取事業者は、クーリングオフ期間内に第三者に物品を引渡した場合には、売主の求めの有無に関わらず、第三者への引渡しに関する情報を売主に通知しなければなりません。同時に、第三者に対しては、物品がクーリングオフされたものであること、あるいはされる可能性があることを通知しなければなりません。
- 買取事業者は、売主から物品を引き渡される際、売主に対して物品の引渡しを拒絶する権利があることを告知する義務があります。
- 契約書面には物品の引渡しの拒絶に関する事項を記載しなければなりません。



トラブルにあったのではないかと思ったら・・・

信頼できる身近な人やお近くの消費生活センターへ相談することが大切です!

ひとりで悩まずに、まずは相談しましょう!

山梨県県民生活センター 055-235-8455

平日8時30分～17時(受付は16時30分くらいまでにお願いします。)



1

ノロウイルスによる食中毒に注意しましょう!!

ノロウイルスとは?

ノロウイルスは、ヒトに感染して下痢やおう吐等の胃腸炎症状を引き起こす病原体の一つです。ノロウイルスによる食中毒は、1年を通して発生していますが、特に冬場に多く起こっています。

食品が原因とならず、感染者のふん便、吐物を介して感染性胃腸炎になる場合もあります。



ノロウイルスの特徴は

- 感染力が非常に強く、学校や福祉施設など集団生活の場では、一人の患者から感染が広がることがあります。
- 食品中では増殖せず、ヒトの腸管内でのみ増殖します。
- 少量(10~100個)のウイルスでも感染することがあります。
- 感染者のふん便中、吐物中には1gあたり数億個のウイルスが排出されます。

ノロウイルスの主な症状は

- 感染して12~48時間後に吐き気、おう吐、腹痛、下痢、発熱などを起こします。
- 発症してから2~3日後には回復します。症状が軽快後も1週間ぐらいはふん便からウイルスが排出されるとされています。(長い場合は、1ヶ月間ぐらい排出されます。)

ノロウイルスの感染源は

経路1 食べ物→ヒト

ノロウイルスに汚染された二枚貝を、生や十分に加熱調理しないで食べることにより感染します。



経路2 ヒト→食べ物→ヒト

ノロウイルスに感染したヒトが十分な手洗いをしないで調理することにより、手や調理器具を通じて食品を汚染します。その汚染された食品を食べることにより感染します。

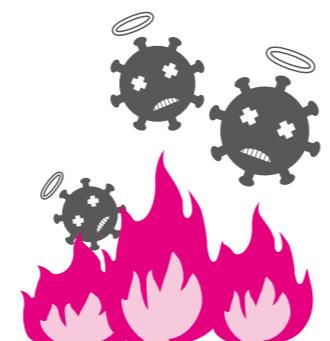
経路3 ヒト→ヒト

ノロウイルスを含むふん便や吐物を処理する際に感染します。また、汚染箇所をよく消毒しないと、乾燥後にノロウイルスが空気中に飛散し、この粒子が口に入り感染することがあります。

食べ物からの感染予防法

● ノロウイルスをやっつける

中心部までよく加熱する。(中心温度85°C以上、1分以上の加熱)
生で食べる食品(野菜・果実など)は十分に洗浄する。



● 調理器具からの汚染防止

まな板、包丁などは十分洗浄し、熱湯(85°C以上)1分以上の加熱
または0.02%塩素系漂白剤で消毒する
調理器具は、食品別、用途別に使い分ける。

● 調理するヒトからの汚染防止

十分に手洗いを行う。

ヒトからの感染予防法

- トイレ後や外から帰ったら、必ず手を洗う。
- 施設は日頃から次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤)で消毒する。
- 下痢・腹痛のあるときには、お風呂は最後に入るかシャワーのみにする。
- 感染者の吐物や便の処理は適切に処理し、感染を広げないようにする。処理が終わったら、石けんを使ってしっかり手を洗い、うがいをする

ノロウイルス食中毒の予防は手洗いから



ノロウイルスは、「アルコール」や「逆性石けん」などでは消毒効果が期待できません!
手指は、石けんで1分以上もみ洗いし、ウイルスを洗い流すことが大切です。



手のひら → 手のこう → 指先・爪 → 指の間 → 親指 → 手首 → 流水

石けんをつけ、手の各部分を丁寧にこすり洗いし、最後に十分な水で洗い流す。

詳しくは山梨県ホームページをご覧ください

http://www.pref.yamanashi.jp/eisei-ykm/syokuhin_syokuchudoku_noro_2012.html



「消費者教育の推進に関する法律」が施行されました

消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とした「消費者教育の推進に関する法律」が、平成24年12月13日施行されました。その概要については次のとおりです。

基本理念

- 消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成

- 主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援

※「消費者教育」とは、

- 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動

※「消費者市民社会」とは、

- 個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重

- 自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚

- 公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画

国の責務

- 消費者教育の推進に関する総合的な施策の策定及び実施
- 消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定
- 消費者庁に消費者教育推進会議を設置
- 財政上の措置

県及び市町村の責務

- 社会的、経済的情況に応じた施策の策定及び実施
- 基本方針を踏まえ、消費者教育推進に関する施策についての計画を策定(努力義務)
- 消費者教育推進地域協議会を設置(努力義務)
- 財政上の措置(努力義務)

この法律の趣旨を踏まえ、それぞれの立場から消費者教育の推進に努めましょう!

問い合わせ先

消費生活安全課 TEL055-223-1352 FAX055-223-1587 電子メールshokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp

詳細は、消費者庁HPで確認できます。<http://www.caa.go.jp/information/index12.html>